

賃 貸 借 解 約 届

名 称		号室	
届出年月日	年 月 日	退去予定日	年 月 日
退去立会日	年 月 日	午前・午後 時 分頃	※休日は立会を行っていません。
居住期間	年 月	賃貸開始日	年 月 日
敷金精算 に関して の連絡先	法人所在地 又は転居先	〒 ー	
	法人名 又は氏名		
	ご担当者	課 様	
	連絡先	TEL	FAX
	携帯電話		
敷金振込先	銀行・信金 支店		
	(普 ・ 当) 口座番号 NO.		
	名義人(カタカナ)		

契約終了 ※賃貸契約書により借主からの契約終了させるには、**居住用物件は書面による1ヶ月前、事業用物件は6～3ヶ月前の**解約予告が必要となります。[詳細は、契約書を参照](#)して下さい。

退去 退去は物件を明け渡し、鍵を返却した時に完了したものとみなします。鍵については**スペアキーも含めて返還**して下さい。尚、鍵の返還後は契約終了日以前でも使用できません。

立会点検 退去(明渡し)の日までに、室内の点検可能な日時をご連絡ください。室内の点検を借主様立会いの上、設備・備品等を確認いたします。

公共料金の支払い等

退去立会い日までに、電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、管理費、共益費、その他全ての費用を清算しその領収書を提示して、未清算金がないことを証明できるようにしてください。

諸設備の取扱い説明書等

エアコン・給湯設備・ガス設備・電気設備等の付帯設備の使用説明書、保証書は所定の場所へお返しください。

郵便局

転出届けを行って下さい。届けされていない場合、郵便が転出先に届きません。特に年度初めは、大切な書類が郵送されますのでご注意下さい。

引越しに伴うゴミを置かれていた場合、撤去費用を頂くことになります。

有限会社タカミ不動産
 〒754-0002 山口市小郡下郷1437-4
 TEL083(973)7374
 FAX083(973)6526